

B

1 月 7 日 (1)

(2) 本件訴訟と別件は、手形訴訟によるXのYに対する3000万円の手形金支払いを求め訴訟であり別件訴訟は同一の手形を原因とした手形金債務の不存在の確信を求め訴訟であり債務の発生原因が同一であり審理内容が重複しその点を重視し第1審判決は、本件訴訟が二重起訴の禁止に抵触し却下したものと考えられる。

(3) しかし、前述の趣旨に照すると、被告と裁判所が二重に裁判を行うことの負担をなすとは、2つの裁判が同一といえ原告が二重に訴えを提起する利益が乏しいことが前提となておらず本件においては別件訴訟は通常の民事訴訟であるのに対し、本件訴訟は手形訴訟であり手形訴訟の簡易迅速な権利実現手段としての性格ゆえ、自の訴えを提起する利益がある点で前述の趣旨の前提を欠く。また、手形訴訟は判断がなされた後通常の民事訴訟に移すことも可能でありそこで改めて二重起訴禁止について検討すべきである。裁判所の趣旨は解決済み。

(4) したがって、本件請求が二重起訴の禁止に抵触する
ことはない。

2月11(2)

手形訴訟が通常の民事訴訟に移行してもその旨に別件訴訟の民事訴訟が継続した場合は、本件訴訟で決

判決がなれば「通常訴訟」を求めた場合には改めて「重
複提起訴訟禁止」に抵触しない。 *22in 認容24in... 22in 前提72in.*

そこで、本件訴訟が手形訴訟として審理されている間は別件の訴訟の審理手続を訴訟指揮により停止し、本件訴訟が通常の民事訴訟に移す、た場合に本件訴訟と別件の訴訟が併合可能であれば併合することにより審理の重複、判断の無着抵触を回避することができる。

第2問題2

1 問題の所在

Yの本件相殺の抗弁は、既に別件訴訟で訴訟物となつて債権の行使で相という実実質に鑑み、二重起訴の禁止の規定が類推適用され不適法となない。

2 ~~1~~ 二重起訴の禁止と相殺の抗弁

(1) 二重否定言文禁止の趣旨は前述の通り、被審と裁判官の負担無駄を欠し、既判力の矛盾抵触を防止することである。

(2) ~~本~~後の抗弁＝用いた債権の有無／ハニハ既判力が生じ(法118条2項)。したがって別件訴訟ニ於て請求されている別件訴訟は、YがXに代りて有ると主張す損害賠償請求権1億円の0.5.その一部である3000万円を請求す明示的一部請求である。したがって、その訴訟物~~は~~表~~判~~判が実~~判~~審理判巻~~は~~3000万円の部分に限られ、この部分には既判力は生じない。(法118条1項1頁)。

本件相殺の抗弁は、YのXに対する損害賠償請求権のうち、別件訴訟で~~該訴訟物~~とした3000万円を除く7000万円の~~部分~~と自働的債権として、その~~存在を判別する~~として請求するもので~~あり~~ある。

したがって、参照判旨に照じて形式的に判断すると係
属中の別言許諾物であり、YのXに対する3000万円の債
権と本件相殺の抗弁において自動債権として行使して
いる7000万円は別のものであり、重複許諾禁止の規定は

通常の民事訴訟は
争うところから
争うところから

2. 7-11

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)

類推適用されないといえる。

(3) 実質的に二重起訴の禁止に抵触しないか。

形式的に訴訟物と別件訴訟で3000万円とし本件相殺の抗弁での自動債権はそれとは異なる7000万円であつても相殺の抗弁は主張する債権額ではなく自動債権として行使した債権総額を基準として判断され(外側説)。そのため、Yとしては7000万円をXの請求として求められている200万円に対するXの債権の存在についての審理を求めるとしても、YのXに対する損害賠償請求権は1億円であり裁判所の審理対象は別件訴訟で訴訟物となつて3000万円の債権を含めた1億となつたため審理の重複があり、被告の防衛の範囲も重複し、二重起訴禁止の趣旨に反する。また、相殺の抗弁により主として裁判力(192条2項)も自動債権として主張した7000万円の部分ではなく、債権総額であり1億円に至るため別件訴訟と本件相殺の抗弁についての判断を含め本件訴訟の既判力が必ず抵触するものがあつたりは二重起訴禁止の趣旨に抵触する。

(4) したがって、相殺の抗弁についての裁判所の審理判断は外側説に従つたとしても二重起訴禁止の趣旨に反するといふ本件相殺の抗弁は法192条に抵触し許されない。

以上

(3) 以降の検討については、特に誤りもなく、正しい理解だと思ひ、
12212. X(甲)は、審理の重複による弊害を認めない限り、
相殺の抗弁を許容している。

参事的な意見であり、百達、解説を讀むべきでない。

3 ページ

裏面へ

馬合宣